

5-1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況

区分		申告状況				課税状況			
		相続人の数		金額		相続人の数		金額	
		外	人	外	千円	外	人	外	千円
取得財産価額			8,503		359,974,486		7,184		316,707,937
相続時精算課税適用財産価額			308		7,392,459		288		7,082,627
債務控除額			4,991		26,783,705		4,182		20,278,280
暦年課税分贈与財産価額			1,112		3,663,528		1,024		3,422,978
課税価格			8,551		344,246,769		7,252		306,935,261
相続税額	算出税額		7,672		36,691,156		7,230		35,563,615
	2割加算額		939		754,224		933		752,490
	計	実	7,672		37,445,380	実	7,230		36,316,105
税額控除	暦年課税分贈与税		206		115,656		199		115,207
	配偶者		1,234		7,988,621		969		6,939,492
	未成年者		64		23,334		48		19,760
	障害者		320		402,060		180		294,515
	相次相続		225		498,261		189		370,703
	外国税額		-		-		-		-
	計	実	1,969		9,027,932	実	1,521		7,739,677
差引税額						6,279		28,576,428	
相続時精算課税分贈与税額控除額						59		557,549	
医療法人持分税額控除額						-		-	
小計						6,264		28,018,879	
農地等納税猶予税額						10		106,249	
株式等納税猶予税額						1		3,758	
特例株式等納税猶予額						22		509,768	
山林納税猶予税額						-		-	
医療法人持分納税猶予税額						1		125,201	
美術品納税猶予税額						-		-	
事業用資産猶予税額						-		-	
申告納税額	納付税額					6,252		27,392,314	
	還付税額					25		121,080	
災害減税法第4条による免除税額						-		-	
遺産に係る基礎控除額			3,429		161,580,000		2,775		129,840,000

調査対象等： 「申告状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「課税状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は、災害減税法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	申 告 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平成27年分	7,442	286,441,267	28,295,055	8,375,407	2,882
平成28年分	7,959	326,775,204	36,788,586	10,462,952	3,106
平成29年分	8,358	342,138,380	37,793,150	9,365,323	3,310
平成30年分	8,839	354,197,417	38,899,498	9,767,208	3,486
令和元年分	8,551	344,246,769	37,445,380	9,027,932	3,429

区 分	課 税 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平成27年分	6,311	254,266,254	27,178,536	7,011,257	2,306
平成28年分	6,828	293,277,768	35,698,947	9,261,347	2,532
平成29年分	7,089	303,571,163	36,541,967	7,980,275	2,651
平成30年分	7,515	315,859,988	37,694,758	8,282,851	2,817
令和元年分	7,252	306,935,261	36,316,105	7,739,677	2,775

区 分	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円	人	千円
平成27年分	5,355	19,450,688	31	59,099
平成28年分	5,835	25,674,818	27	42,791
平成29年分	6,089	27,950,909	33	61,721
平成30年分	6,487	27,055,715	33	37,725
令和元年分	6,252	27,392,314	25	121,080

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	申告状況			課税状況			納付税額		還付税額	
	課税価格		被相続人の数	課税価格		被相続人の数	相続人の数	金額	相続人の数	金額
	相続人の数	金額		相続人の数	金額					
	人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円
熊本西	1,111	48,054,812	459	906	42,383,356	358	794	4,619,272	3	8,204
熊本東	516	22,703,427	210	426	20,451,114	166	375	2,177,669	-	-
八代	266	8,411,689	104	209	7,059,633	80	175	386,616	-	-
人吉	53	2,874,725	23	51	2,676,978	21	42	302,150	-	-
玉名	141	5,872,639	69	122	4,821,419	54	105	299,710	-	-
天草	149	6,279,630	54	136	5,752,764	47	115	578,288	-	-
山鹿	56	2,626,022	28	46	2,281,746	21	43	178,607	-	-
菊池	265	9,815,999	103	224	8,044,970	78	184	578,242	2	6,472
宇土	105	3,657,880	41	101	3,387,903	37	87	238,243	-	-
阿蘇	52	1,610,766	19	43	1,351,349	15	35	66,036	-	-
熊本県計	2,714	111,907,589	1,110	2,264	98,211,232	877	1,955	9,424,833	5	14,675
大分	906	38,033,659	371	776	34,060,888	307	669	2,877,348	4	4,097
別府	350	12,421,629	136	308	11,560,824	117	269	782,588	-	-
中津	102	4,229,423	48	90	3,847,208	41	76	308,657	-	-
日田	140	4,774,748	55	122	4,414,744	48	110	335,312	-	-
佐伯	99	4,323,640	45	87	3,697,835	35	77	306,689	-	-
臼杵	73	2,501,458	32	58	2,055,386	24	46	89,203	1	1,746
竹田	17	670,497	9	16	577,894	8	15	22,113	-	-
宇佐	87	3,219,802	37	81	2,903,130	32	70	220,707	1	2,352
三重	35	1,495,399	17	33	1,371,415	15	30	64,890	-	-
大分県計	1,809	71,670,255	750	1,571	64,489,324	627	1,362	5,007,506	6	8,195
宮崎	854	36,084,461	328	718	32,576,767	265	614	3,466,269	2	5,148
都城	240	8,540,779	95	212	7,528,345	80	179	392,624	-	-
延岡	231	9,928,111	92	204	9,253,808	79	181	1,097,207	2	624
日南	68	3,153,962	26	63	2,902,914	22	57	242,017	-	-
小林	55	1,993,843	22	51	1,837,086	20	48	133,272	-	-
高鍋	113	4,950,359	43	104	4,491,400	37	87	354,691	1	2,858
宮崎県計	1,561	64,651,515	606	1,352	58,590,320	503	1,166	5,686,079	5	8,630
鹿児島	1,272	50,931,688	509	1,012	44,843,321	385	880	4,065,923	6	6,411
川内	132	5,318,620	48	116	4,733,436	40	103	310,177	-	-
鹿屋	153	7,079,318	62	123	6,096,812	47	101	862,727	-	-
大島	99	4,387,626	33	89	4,133,550	29	76	416,615	-	-
出水	93	3,284,937	38	91	3,247,376	37	71	163,199	-	-
指宿	60	2,280,412	21	59	2,176,262	20	51	182,194	-	-
種子島	37	1,286,577	12	33	1,184,220	11	24	40,961	-	-
知覧	174	7,831,533	73	166	7,445,499	67	147	557,472	1	75,347
伊集院	77	1,785,877	27	65	1,584,296	23	48	43,684	-	-
加治木	295	9,505,406	115	245	8,124,639	89	210	515,447	2	7,821
大隅	75	2,325,416	25	66	2,074,974	20	58	115,497	-	-
鹿児島県計	2,467	96,017,410	963	2,065	85,644,385	768	1,769	7,273,896	9	89,579
総計	8,551	344,246,769	3,429	7,252	306,935,261	2,775	6,252	27,392,314	25	121,080

(注) この表は、「(1)申告・課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	7,256	306,405,811	6,248	27,343,282	2,775
	修正申告による増差額	87	665,245	132	83,045	61
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	21 △	135,795	33 △	34,014	20
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,252	306,935,261	実 6,252	27,392,314	実 2,775
過 年 分	申 告 額	257	8,232,815	233	526,187	124
	修正申告による増差額	617	5,738,776	893	1,425,168	373
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	241 △	2,263,752	317 △	489,254	148
	決 定 額	3	94,719	3	5,508	1
	計	実 1,113	11,802,558	実 1,428	1,467,609	実 561
合 計	申 告 額	7,513	314,638,626	6,481	27,869,470	2,899
	修正申告による増差額	704	6,404,021	1,025	1,508,213	434
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	262 △	2,399,547	350 △	523,268	168
	決 定 額	3	94,719	3	5,508	1
	計	実 8,365	318,737,819	実 7,680	28,859,923	実 3,336

調査対象等： 「本年分」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成30年中に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和元年11月1日から令和2年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成29年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和元年7月1日から令和2年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 32	千円 4,366	人 -	千円 -
過 年 分	571	78,387	221	44,898	47	69,548
合 計	571	78,387	253	49,263	47	69,548

調査対象等： 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	申告状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
5千万円以下	625	25,607,319	561,549	259,276	187,133	1,448
5千万円超	1,816	127,316,494	2,331,599	1,336,528	3,749,323	5,092
1億円 "	727	97,571,519	1,342,259	1,031,877	7,050,222	2,382
2億円 "	142	33,529,647	534,751	313,081	4,096,022	464
3億円 "	82	30,963,870	1,033,221	453,640	5,373,373	282
5億円 "	19	10,942,224	45,086	49,478	2,713,644	59
7億円 "	12	9,922,876	307,918	183,809	2,555,030	35
10億円 "	6	8,110,902	1,207,895	26,749	1,618,536	23
20億円 "	-	-	-	-	-	-
30億円 "	-	-	-	-	-	-
50億円 "	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-
合計	3,429	343,964,851	7,364,279	3,654,438	27,343,282	9,785

課税価格階級	課税状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
5千万円以下	304	13,506,568	353,018	99,756	187,133	536
5千万円超	1,532	107,918,967	2,230,298	1,255,747	3,749,323	4,145
1億円 "	678	91,510,757	1,342,259	1,025,627	7,050,222	2,221
2億円 "	142	33,529,647	534,751	313,081	4,096,022	464
3億円 "	82	30,963,870	1,033,221	453,640	5,373,373	282
5億円 "	19	10,942,224	45,086	49,478	2,713,644	59
7億円 "	12	9,922,876	307,918	183,809	2,555,030	35
10億円 "	6	8,110,902	1,207,895	26,749	1,618,536	23
20億円 "	-	-	-	-	-	-
30億円 "	-	-	-	-	-	-
50億円 "	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-
合計	2,775	306,405,811	7,054,446	3,407,888	27,343,282	7,765

調査対象等： 「申告状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「5-1 申告・課税状況」と「5-2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

人数 課税価格階級	申告状況											
	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	8	139	228	174	57	11	8	-	-	-	-	-
5千万円超	10	241	495	629	324	69	28	8	8	2	1	1
1億円〃	2	71	157	234	168	50	14	6	6	4	7	8
2億円〃	-	11	32	51	29	11	4	1	2	-	-	1
3億円〃	-	7	15	24	21	7	5	1	1	1	-	-
5億円〃	-	1	6	4	6	2	-	-	-	-	-	-
7億円〃	-	1	2	6	3	-	-	-	-	-	-	-
10億円〃	-	-	-	2	3	1	-	-	-	-	-	-
20億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	20	471	935	1,124	611	151	59	16	17	7	8	10

人数 課税価格階級	課税状況											
	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	5	111	145	43	-	-	-	-	-	-	-	-
5千万円超	9	223	453	513	250	52	18	6	6	1	1	-
1億円〃	2	69	152	210	155	45	14	6	6	4	7	8
2億円〃	-	11	32	51	29	11	4	1	2	-	-	1
3億円〃	-	7	15	24	21	7	5	1	1	1	-	-
5億円〃	-	1	6	4	6	2	-	-	-	-	-	-
7億円〃	-	1	2	6	3	-	-	-	-	-	-	-
10億円〃	-	-	-	2	3	1	-	-	-	-	-	-
20億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	16	423	805	853	467	118	41	14	15	6	8	9

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		申告状況		課税状況	
		被相続人の数	取得財産価額 千円	被相続人の数	取得財産価額 千円
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	755	3,737,061	636	3,220,189
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	953	7,317,236	798	6,616,580
	宅地（借地権を含む。）	2,986	86,624,488	2,397	74,910,798
	山林	923	1,006,566	769	858,527
	その他の土地	817	7,290,505	681	6,293,086
	計	実 3,071	105,975,856	実 2,471	91,899,179
家屋、構築物		2,873	25,226,036	2,302	20,221,104
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	256	739,684	202	575,362
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	53	168,418	40	152,127
	売掛金	79	205,732	60	130,059
	その他の財産	206	954,247	156	743,461
	計	実 411	2,068,081	実 320	1,601,009
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	427	15,028,558	365	14,136,336
	同上以外の株式及び出資	1,403	12,427,647	1,168	11,528,588
	公債及び社債	292	4,304,996	255	3,938,775
	投資・貸付信託受益証券	721	9,375,112	600	8,504,725
	計	実 1,903	41,136,313	実 1,582	38,108,425
現金、預貯金等		3,416	133,879,913	2,764	119,953,222
家庭用財産		2,022	709,343	1,656	581,734
その他の財産	生命保険金等	996	21,611,268	835	18,496,183
	退職手当金等	190	5,033,729	129	3,954,395
	立木	239	343,536	201	297,306
	その他の	2,710	23,744,957	2,235	20,772,058
	計	実 2,891	50,733,490	実 2,374	43,519,942
合計		実 3,429	359,729,032	実 2,773	315,884,615
相続時精算課税適用財産価額		231	7,364,279	213	7,054,446
債務等	債務	2,945	21,394,323	2,436	15,532,210
	葬式費用	3,335	5,388,576	2,714	4,408,928
	計	実 3,382	26,782,898	実 2,748	19,941,138
差引純資産価額		3,429	340,310,413	2,775	302,997,923
暦年課税分贈与財産価額		636	3,654,438	576	3,407,888
課税価額		3,429	343,964,851	2,775	306,405,811

調査対象等： 「申告状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 1 「5-1 申告・課税状況」と「5-3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

2 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。